

# 「経営力向上計画」で 稼ぐ力を強化する チャンスです！

第 190 回通常国会において成立した  
中小企業等経営強化法について  
関東経済産業局より担当官を招き  
説明会を開催します。

固定資産税が 3 年間 1/2 になる軽減措置や  
その他様々な金融支援を受ける事が可能となる  
中小企業等経営強化法の説明会です。  
ぜひご参加下さい。

# 9.30 日

# 中小企業等 経営強化法 説明会

主催 島田市産業支援センター  
静岡県よろず支援拠点  
共催 関東経済産業局



- 開催日 平成 28 年 9 月 30 日 (金)
- 時間 14:00 ~ 16:00
- 会場 地域交流センター歩歩路 多目的ホール
- 講師 関東経済産業局 産業部中小企業課 担当官
- 定員 50 名 (定員になり次第締切らせていただきます)
- 参加費 無料
- 申込 下記申込書を FAX して下さい
- 駐車場 各自の負担により最寄り駐車場をご利用下さい
- 締切日 平成 28 年 9 月 23 日 (金)
- 問合せ・申込 島田市産業支援センター  
TEL 0547-54-5760 FAX 0547-54-5765

## 中小企業等経営強化法説明会 申込書

お申込の際は、お申込書に必要事項をご記入の上  
島田市産業支援センター宛に Fax して下さい (FAX0547-54-5765)

事業所名	お名前 (フリガナ)	業種	電話番号 (携帯可)・FAX
			☎ ( ) Fax ( )
ご住所		E-mail	
〒	—		